●●●会費や負担金がいらない●●●
所沢市こども災害見舞金

こども災害見舞金は、子どものけがに対し、治療の程度に応じて見舞金を支給する制度です。加入手続きや会費、負担金は必要ありません。

対象となる方　受傷時に1～15歳の所沢市に住民登録または外国人登録をしている子ども

【対象となる災害】
- ●公園・広場等で遊んでいるときのけが
- ●スポーツ（サッカー・野球等）によるけが
- ●家庭などでのやけど・けが
- ●その他、生活全般にわたるけが

【対象外の災害】
- ◆交通事故によるけが…所沢市交通災害共済に加入している方には、見舞金が支給されます。必要書類を交通安全課へ提出してください。
- ◎16インチ以上の自転車に乗車中のけがは、交通事故になります。
- ◆幼稚園、保育園、小・中学校でのけが、および登下校、クラブ活動などの学校管理下でのけが…日本体育・学校健康センターの対象になります。幼稚園、保育園、小・中学校に申し出てください。

請求期間　災害発生日から2年以内

■請求方法

市役所2階・交通安全課、各出張所にある次の①～③の書類に必要事項を記入して、交通安全課へ提出してください。

①こども災害見舞金請求書（保護者が記入）

②医師の診断書（入院期間、通院期間が記入してあるもの。1等級を請求する場合は死亡診断書または検案書）

③口座振替依頼書（請求者本人の口座。現金受け取りを希望する場合は不要）

■支給金額

等級	傷害の程度	金額
1等級	死亡した場合	50万円
2等級	全治1年以上の傷害	15万円
3等級	全治6か月以上の傷害	7万円
4等級	全治3か月以上の傷害	4万円
5等級	全治2か月以上の傷害	3万円
6等級	全治1か月以上の傷害	2万円
7等級	全治1週間以上の傷害	1万円

留意事項　▼治療期間に応じて支給します。診断書は、治癒後にお取りください▼災害を受けたつど請求することができます▼必要書類にかかる費用は、請求者に負担していただきます▼印鑑（朱肉を使うもの）をお持ちください。

問い合わせ　交通安全課（☎2998-9140・FAX2998-9162）

～製造事業所の皆さんへ～
統計調査にご協力ください

12月31日現在で、製造事業所の実態を調査する「平成17年工業統計調査」を行います。12月から来年の1月にかけて調査員が伺いますので、ご協力をお願いします。

なお、調査票の内容は、統計法に基づき秘密を厳守しますので、数字などを正確にご記入ください。

問い合わせ　情報統計課（☎2998-9153）

新しい国民健康保険被保険者証（カード型）を郵送します

現在ご使用中の被保険者証（一般被保険者証は「緑色」、退職被保険者証は「クリーム色」）は、12月31日で有効期限が切れますので、新しい被保険者証を郵送します。

新しい被保険者証は、1人につき1枚のカード型で、国民健康保険に加入されている世帯の世帯主あてに、12月中旬までに配達記録郵便で郵送します。

なお、有効期限が過ぎた被保険者証は、市役所1階・国保年金課（〒359-8501・並木1-1-1）、各出張所にお返しください（郵送可）。

◎新しい被保険者証の有効期限は、平成18年9月30日までです。

問い合わせ　国保年金課（☎2998-9131・FAX2998-9061）

市税の口座振替推進キャンペーンを行います

とき　12月13日(火)・14日(水)

ところ　埼玉りそな銀行小手指支店、飯能信用金庫所沢支店

該当市税　市・県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税

問い合わせ　収税課（☎2998-9073・FAX2998-9409）、国保年金課（☎2998-9131・FAX2998-9061）

胃がん検診（検診車）のお知らせ

■胃がん検診日程・会場

検診日	検診会場
1月13日(金)	三ヶ島公民館
1月18日(水)	小手指公民館
1月25日(水)	山口公民館
1月26日(木)	新所沢公民館
2月6日(月)	市役所西口広場
2月8日(水)	市役所西口広場

◎各日とも、検診は午前中です。

対象者　市内在住の40歳以上の方（平成17年度中に保健センターで行う胃がん検診を受診予定の方は、申し込みできません）

◎治療中の方および自覚症状のある方は、医療機関で受診してください。

定員　各日55人

◎申し込み多数の場合は抽選です。

費用　1、000円

費用が免除になる方　①市民税非課税世帯に属する方②生活保護法による被保護世帯に属する方

申し込み　はがきに、①胃がん検診希望②第1希望検診日・会場名③第2希望検診日・会場名④住所⑤氏名（フリガナ）⑥生年月日⑦年齢⑧電話番号を記入のうえ、12月1日(木)から12日(月)まで（当日必着）に保健センター成人保健課（〒359-0025・上安松1224-1）へ郵送

◎今回で、検診車による平成17年度のがん検診は終了となります。

問い合わせ　保健センター成人保健課（☎2991-1811・FAX2995-1178）

労働相談のごあんない

とき　12月14日(水)／午後1時～8時（最終相談は午後7時～）

ところ　市役所2階203会議室

内容　労使間のトラブル、日ごろ疑問に感じていること等

対象　勤労者（パート・アルバイト含む）、事業主

相談員　社会保険労務士、埼玉県西部産業労働センター職員

◎就業規則・給料明細・離職票等、資料があれば持参してください。

問い合わせ　商工労政課（☎2998-9155・FAX2998-9162）

保健所を装った電話にご注意を

最近、電話で所沢保健所の名をかたり、「健康増進法により企業健診に半額補助が出る…」などと切り出し、事業所の従業員の氏名等を聞き出そうとする事例が報告されています。ご注意ください。

◎保健所が企業等に個人情報を電話で問い合わせることは、原則としてありません。

問い合わせ　所沢保健所（☎2922-2167）

第8回

すくすくサポート通信

児童虐待防止ネットワーク

今回は、市・県の関係機関や団体で取り組んでいる児童虐待防止ネットワークについてお知らせします。

Q：児童虐待防止ネットワークの役割を教えてください。

A：児童虐待の防止や早期発見、早期解決を目的として、市内の保健・福祉・医療・教育・警察などの関係機関15団体で構成しています。虐待が疑われる事例の情報などを共有することで、子どもたちへの虐待の防止や、虐待が発覚した場合に早急な対応をするための活動を行っています。

各機関・団体の代表者で構成している代表者会議では、全体方針などの総括的な内容を調整しています。また、事業の担当者などで構成している実務者会議では、具体的な事例への対応などを協議しています。

Q：どのような効果があるのですか。

A：地域で活動する民間団体は、地域の実状を把握しやすい反面、子どもたちの安全確保にかかわる権限の行使ができません。一方、公共機関は、権限の行使も含めてさまざまな事例に対応できる反面、表面化していない事例の発見に困難な場合があります。

情報の共有を通して足りないところを補い合うことで、虐待の防止や早期発見に大きな効果を上げています。また、担当する機関への引き継ぎが円滑になり、早期解決にもつながっています。

はじめは悪意がなくても、生活不安や育児に対する負担感から生じるストレスがきっかけで、虐待に発展してしまうことも少なくありません。周囲のちょっとした心遣いがストレスの解消につながり、虐待の火種を未然に取り除くこともできるのです。

今後も、ネットワーク活動のさらなる充実に取り組んでいきます。虐待を完全になくすために、市民の皆さんのご協力をお願いします。

問い合わせ　子ども支援課（☎2998-9124・FAX2998-9035）

ご利用ください！
所沢市子育て情報サイト「ところっこ すくすくナビ」
アドレスhttp://www.tokorokko.jp